

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和21年5月29日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	北海道三笠市	職員数 (H22. 4. 1現在)	172人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	5.5 ( 21年度)	財政力指数	0.214 ( 21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	— ( 年度)	財政力指数 (臨時財債振替前)	( 年度)
経常収支比率 (%)	95.4 ( 21年度)	実質公債費比率 (%)	20.2 ( 22年度)
		将来負担比率 (%)	193.3 ( 21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨時財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	市立三笠総合病院事業会計経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成26年度
計画策定責任者	三笠市長
既存計画との関係	平成18年度から平成22年度を当初計画とし、今後は平成22年度に策定した延長経営健全化計画を基本とする
公表の方法等	議会説明後、広報などで公表する
基本方針	市内では入院可能な民間医療機関は1箇所ということなどから、今後も中核医療機関としての使命を担い、市民の期待に応えていく。そのため、経営の安定を図る必要があり、サービスの向上や施設基準の見直しにより収入増加に対応するほか、今後の患者数を予測し、医療収入に見合う経費となるよう病床数の見直しや、退職者不補充による人件費の抑制などに取組む。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計	
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満		
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	160,307.5	121,952.6	155,417.5	0.0	437,677.6
	補償金免除額	17,461.8	28,426.7	42,144.4	0.0	88,032.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額					

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
病院事業債	160,307.5	121,952.6	155,417.5	0.0	437,677.6
合 計 (A)	160,307.5	121,952.6	155,417.5	0.0	437,677.6
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	160,307.5	121,952.6	155,417.5	0.0	437,677.6

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>人口の減少や自己負担増の影響に加え、近年の医師不足により診療サービスを縮小している影響などにより患者数が減少しているとともに、診療報酬改正により収益が減少している。経営改善対策として、病床数について、17年度の279床から、18年度は250床、19年度は199床に削減するとともに、費用削減として、医療職の早期希望退職、退職者不補充、給与カットなどにより人件費の削減を図り、更に一般会計等の職員給与カット相当額を経営支援として繰り入れるなどに取組み、単年度収支の均衡を図っている。なお、経営支援として一般会計から、20年度は310百万円、21年度は548百万円、22年度は138百万円の特別繰入を受け、不良債務の解消と単年度収支の均衡を図った。（その後、不良債務の発生が見込まれたため23年度は35百万円、24年度は2百万円、25年度は111百万円、26年度には267百万円を一般会計から借入れ補てん対応した。）</p>																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 703 635 757">課題 ①</td> <td data-bbox="635 703 1473 757">医師の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 757 1473 875"> <p>内科、整形外科などの医師を確保するとともに、現在、勤務中の医師が退職する際の補充について、大学、関係団体、民間病院との連携を図るとともに人材紹介業者の活用を含め対応しなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 875 635 929">課題 ②</td> <td data-bbox="635 875 1473 929">看護師の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 929 1473 1048"> <p>看護基準を維持するうえで、修学資金の貸付けや院内保育室の運営など、看護師確保対策を強化し、看護師を確保しなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1048 635 1102">課題 ③</td> <td data-bbox="635 1048 1473 1102">作業療法士の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1102 1473 1220"> <p>精神科に作業療法士を確保し医療サービスを充実させるとともに、収益確保を図らなければならない。（20年度に採用したが、平成21年度をもって退職したため、23年5月に採用した。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1220 635 1274">課題 ④</td> <td data-bbox="635 1220 1473 1274">患者の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1274 1473 1393"> <p>市民の信頼を得るうえで、老朽化した施設の改修、医療機器の更新や新型機器の導入を図るほか、午後診療や人間ドッグの復活などに取組まなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1393 635 1447">課題 ⑤</td> <td data-bbox="635 1393 1473 1447"></td> </tr> </table>	課題 ①	医師の確保	<p>内科、整形外科などの医師を確保するとともに、現在、勤務中の医師が退職する際の補充について、大学、関係団体、民間病院との連携を図るとともに人材紹介業者の活用を含め対応しなければならない。</p>		課題 ②	看護師の確保	<p>看護基準を維持するうえで、修学資金の貸付けや院内保育室の運営など、看護師確保対策を強化し、看護師を確保しなければならない。</p>		課題 ③	作業療法士の確保	<p>精神科に作業療法士を確保し医療サービスを充実させるとともに、収益確保を図らなければならない。（20年度に採用したが、平成21年度をもって退職したため、23年5月に採用した。）</p>		課題 ④	患者の確保	<p>市民の信頼を得るうえで、老朽化した施設の改修、医療機器の更新や新型機器の導入を図るほか、午後診療や人間ドッグの復活などに取組まなければならない。</p>		課題 ⑤	
課題 ①	医師の確保																		
<p>内科、整形外科などの医師を確保するとともに、現在、勤務中の医師が退職する際の補充について、大学、関係団体、民間病院との連携を図るとともに人材紹介業者の活用を含め対応しなければならない。</p>																			
課題 ②	看護師の確保																		
<p>看護基準を維持するうえで、修学資金の貸付けや院内保育室の運営など、看護師確保対策を強化し、看護師を確保しなければならない。</p>																			
課題 ③	作業療法士の確保																		
<p>精神科に作業療法士を確保し医療サービスを充実させるとともに、収益確保を図らなければならない。（20年度に採用したが、平成21年度をもって退職したため、23年5月に採用した。）</p>																			
課題 ④	患者の確保																		
<p>市民の信頼を得るうえで、老朽化した施設の改修、医療機器の更新や新型機器の導入を図るほか、午後診療や人間ドッグの復活などに取組まなければならない。</p>																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

区 分		年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	8	29	233	66				155	155	182	150	180	217	20	20	20	51
	資本費平準化債																	
	2. 他 会 計 出 資 金								75	75	69	96	70	78	71	81	72	84
	3. 他 会 計 補 助 金																	
	4. 他 会 計 負 担 金	100	70	66	81	89												
	5. 他 会 計 借 入 金					19												
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	2			2		6	8								2		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金																	
	8. 工 事 負 担 金																	
	9. そ の 他																	
計 (A)	110	99	299	149	108	236	238	251	246	250	295	91	103	92	135			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																		
純 計 (A)-(B) (C)	110	99	299	149	108	236	238	251	246	250	295	91	103	92	135			
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	10	30	16	80	42	13	14	60	50	20	57	20	22	20	51		
	うち職員給与費																	
	2. 企 業 債 償 還 金	150	105	318	107	107	264	264	240	241	284	284	124	128	121	130		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	62					19	19										12
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金																	
5. そ の 他	8	8	8	4	4	7	4	7	6	7	3	7	3	7	6			
計 (D)	230	143	342	191	153	303	301	307	297	311	344	151	153	148	199			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	120	44	43	42	45	67	63	56	51	61	49	60	50	56	64			
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金								64	63	56	51	61	49	55	50	43	64
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額								3					2		3		
	3. 繰 越 工 事 資 金													3		10		
	4. そ の 他																	
計 (F)						67	63	56	51	61	49	60	50	56	64			
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	120	44	43	42	45													
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)					19					35		37		148		403		
企 業 債 現 在 高 (H)	1157	1080	995	954	847	738	738	680	647	576	580	472	472	371	393			

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	(計画)	(実績)	
取 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	171	193	284	218	245	352	327	352	318	352	326	322	359	322	364		
	うち基準外繰入金	171	193	179	218	218	311	263	311	255	311	255	311	253	311	257		
	計	342	386	463	436	463	663	590	663	573	663	581	633	604	633	621		
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	99	70	66	81	89	75	75	69	96	70	78	71	81	72	84		
	うち基準外繰入金	99	70	66	81	77	75	75	69	74	70	62	71	64	72	65		
	計	198	140	132	162	166	150	150	138	170	140	140	142	145	144	149		
合 計	270	263	350	299	334	427	402	421	414	422	404	393	440	394	448			





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)		平成23年度 (計画第2年度)		平成24年度 (計画第3年度)		平成25年度 (計画第4年度)		平成26年度 (計画第5年度)		
						計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	10.9	19.0	25.2	19.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率 <sup>※</sup> (%)																
資本費 (円又は%)																
総収支比率(法適用) (%)	91.9	91.4	94.8	105.5	117.3	100.3	93.9	100.3	99.5	100.4	96.7	100.1	94.3	100.1	88.5	
経常収支比率(法適用) (%)	91.9	91.4	94.8	93.0	94.2	100.3	93.9	100.3	99.5	100.4	96.7	100.1	94.3	100.1	88.5	
営業収支比率(法適用) (%)	88.7	87.9	87.4	86.7	84.8	91.1	83.6	90.6	85.6	90.4	82.9	90.8	80.2	90.6	73.9	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	85.1	100.3	115.0	116.1	102.8	95.3	108.6	95.8	109.4	96.5	113.9	97.5	125.3	98.5	154.1	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	6.3	7.5	11.4	8.4	11.0	14.8	15.4	15.0	14.6	15.1	15.0	14.2	17.0	14.3	18.7
	うち基準内繰入金 (%)	6.3	7.5	11.4	8.4	9.8	13.1	12.4	13.2	11.7	13.4	11.7	13.7	12.0	13.8	13.2
	うち基準外繰入金 (%)					1.2	1.7	3.0	1.8	2.9	1.7	3.3	0.5	5.0	0.5	5.5
	資本的収入分 (%)	90.0	70.7	22.1	54.5	82.4	31.8	31.5	27.5	39.0	28.0	26.4	78.0	78.6	78.3	62.2
	うち基準内繰入金 (%)	90.0	70.7	22.1	54.5	71.3	31.8	31.5	27.5	30.1	28.0	21.0	78.0	62.1	78.3	48.1
	うち基準外繰入金 (%)					11.1				8.9		5.4		16.5		

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。



(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>患者数は、平成22年度計画から実態患者ベースに置き換え、これを基準数値として人口減少と高齢化傾向を加味して、患者推計を行なった。</p> <p>①平成20年12月1日より平均在院日数を21日以内に短縮したうえで看護基準を10対1に引き上げし入院基本料を上げた。（見込済）</p> <p>②平成20・21年度に精神科に作業療法士を配置し作業療法管理料を採用したが、22年度は退職したため、23年5月に採用した。（23年9月から作業療法加算を採用するが財政数値には見込んでいない）</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>医療を取巻く厳しい状況や、連結決算に対する取組みもあり、資金不足額（不良債務）を解消するために、平成21年度において、市からの経営支援を受け、資金不足（不良債務）を解消した。</p> <p>また、単年度収支に対しては、平成20年度から措置額を上げたが、医師の退職など経営状況の厳しさが続いており、繰出金のルールを見直し、平成22年度措置額から増額対応を受けた。このうち、平成22年度から平成24年度まで、職員給の独自カットを行い、これにより生み出した影響額については、改革プランに基づき、病院会計以外の会計からの経営支援を受けた。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員の定年による定数見直し（薬剤師、臨床検査技師、）</p> <p>職員の定年による臨時職員化（外来看護師）</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	① ②	業務委託の推進のほか、平成18年度には、集中改革プランに基づき定年退職者不補充・希望勧奨退職の実施などにより、看護師22名を削減した。これにあわせ病床数を削減し、看護基準の確保を図ったが、今後も、看護基準の確保を前提に、適正な職員数の管理を継続していかなければなりません。一方、医師については医療法の基準を満たしていない状況であり、今後も、医師の確保に努めます。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	① ②	平成19年4月に国家公務員の給与構造改革に準拠した改正を実施したが、医師については、医師確保の点から現状を維持することとした。また、地域手当などの特殊勤務手当については、医師・看護師を確保する点から、他院の状況を参考に、必要なものは残しています。これらについては、今後、必要に応じて見直しを継続的に検討していくものです。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成5年度以降、技能労務職は採用しておらず、平成21年度には、一般会計との連携を保ち、全ての対象者の職種転換などに取組んでおり、現在は1人もいません。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成16年10月1日から退職時特別昇給制度を廃止しています。
◇ 福利厚生事業のあり方		北海州市町村職員共済組合に加入し、適切な事業主負担のみ負担しています。また、市(病院)の福利厚生会に対して、平成15年度から交付金を廃止しており、現在は、当会は会員の会費において賄っています。(職員休憩室、更衣室などの確保を図っています)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		民間委託を推進したほか、病床数の削減に伴い一部病棟を使用しないことや、19年度には看護宿舎を廃止するなど、管理費用の削減に努めている。また、一般会計繰入金を繰り入れる時期を調整するなど、一時借入金が必要とならないよう工夫することにより支払利息を抑制しています。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用		民間企業の参入は厳しいのが当院の現状である。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化計画はホームページへ掲載するなど情報公開に取組み、また、経営状況については、財政事情説明書公表条例に基づき、広報誌への掲載等により公表を行っている。
○ 行政評価の導入		行政評価導入に向け庁内に検討委員会を設置し、病院事業においても、この取組みの一環として対応している。
4 その他		平成22年度から平成24年度まで、医師を除いた職種に関しての職員給与の独自カットに取組むとともに、他会計の職員に対しても給与の独自カットを行い、これにより生み出した額を各会計から経営支援として受けていた。このほか、平成25年度は、国の東日本大震災被災地支援対策を踏まえ、全職種に対する独自削減を行った。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	18年度において医療職の早期希望退職を実施したほか、退職者は出来る限り不補充対応している。また、19年4月に国公に準拠した給与改正を行い、この際に各種手当の見直しも実施した。 このほか、21年度から24年度まで、改革プランを踏まえ、医師を除く職種に対し、給与の独自削減（40歳台3%、50歳台4%）を実施するとともに、25年度は、国による東日本大震災被災地支援の取組みを踏まえ、全職種を対象に独自削減を行った。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	経営対策の点で、19年度 105百万円、20年度 310百万円、21年度 548百万円、22年度138百万円を基準外として特別繰入している。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(5) 病院事業【新規計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

課題	目標又は実績	平成〇年度 (計画前5年度) (決算)	平成〇年度 (計画前4年度) (決算)	平成〇年度 (計画前3年度) (決算)	平成〇年度 (計画前々年度) (決算)	平成〇年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成〇年度 (計画初年度)	平成〇年度 (計画第2年度)	平成〇年度 (計画第3年度)	平成〇年度 (計画第4年度)	平成〇年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率												
	企業債現在高												

収入確保	入院・外来患者の確保												
	改善効果額												
	患者一日一人当収入の増												
	改善効果額												
費用削減	その他												
	改善効果額												
	改善効果額												
	改善効果額												
費用削減	人件費の見直し												
	うち退職手当以外												
	うち正職員												
	改善効果額												
	うち非常勤職員												
	改善効果額												
その他	改善効果額												
	改善効果額												
	改善効果額												
計画前5年間改善効果額 合計								改善効果額 合計 A					
								<参考>補償金免除額 (旧資金運用部資金)					

注 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成〇年度 (計画前5年度)	平成〇年度 (計画前4年度)	平成〇年度 (計画前3年度)	平成〇年度 (計画前々年度)	平成〇年度 (計画前年度)	平成〇年度 (計画初年度)	平成〇年度 (計画第2年度)	平成〇年度 (計画第3年度)	平成〇年度 (計画第4年度)	平成〇年度 (計画第5年度)
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標
経営指標	経常収支比率										
	医業収支比率										
	職員給与費率										
	薬品費率 材料費率										
病床	病床利用率	一般									
		療養									
		結核 精神									
		感染症 計									

(注)1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。

4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

(5) 病院事業【新規計画策定団体】（つづき）

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）参照）により定められた内容を記入すること。

●経営形態の見直し（民間的経営手法の導入）について

※ 公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）参照）により定められた内容を記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 病院事業【延長計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

分類	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		平成23年度	当初計画合計		平成24年度		平成25年度		平成26年度		延長計画合計		
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
	累積欠損金比率	当初計画の目標値		104.8	104.6	104.5	83.4	108.6	82.7	109.4										
		(実績値)	100.3	115.0	116.1	102.8														
	企業債現在高	当初計画の目標値		996	917	835	754	738	724	647										
		(実績値)	1,080	995	954	847														
		延長計画の目標値					738	738	680	647			576	580	472	472	371	393		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院基本料に関する基準	1,659	1,647	1,670	1,670	1,670	1,186	1,670	1,310									
			改善効果額			▲ 12	11	11	▲ 473	11	▲ 349	32	▲ 1,667						
収入確保	外来に関する基準	改善効果額	664	712	707	695	695	551	690	500									
		改善効果額		48	43	31	31	▲ 113	26	▲ 164	179	▲ 337							
収入確保	その他	改善効果額																	
		改善効果額																	
費用削減	人件費の見直し	改善効果額	1,432	1,373	1,339	1,304	1,297	1,169	1,301	1,100									
		うち退職手当以外	1,432	1,373	1,339	1,304	1,297	1,169	1,301	1,100									
費用削減	うち正職員	改善効果額		59	93	128	135	263	131	332	546	1,030							
		改善効果額																	
費用削減	うち非常勤職員	改善効果額																	
		改善効果額																	
費用削減	その他	改善効果額																	
		改善効果額																	
		改善効果額																	
当初計画改善効果額 合計											757								
<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)											49								

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保																	
			改善効果額																
収入確保	患者一日一人当収入の増	改善効果額																	
		改善効果額																	
収入確保	その他	改善効果額																	
		改善効果額																	
収入確保	他会計繰入金	改善効果額	0	35	36	15	36						15	33	0	0	0	0	
		改善効果額		35	36	15	36							15	33	0	0	0	0
費用削減	人件費の見直し	改善効果額																	
		うち退職手当以外																	
費用削減	うち正職員	改善効果額																	
		改善効果額																	
費用削減	うち非常勤職員	改善効果額																	
		改善効果額																	
費用削減	その他	改善効果額																	
		改善効果額																	
費用削減	給与カット	改善効果額	0	24	27	11	21												
		改善効果額		24	27	11	21												
		改善効果額																	
延長計画改善効果額 合計 A											111	173							
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B											0	0							
普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C											0	0							
A+B+C											111	173							
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)											89	89							

(注) 1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。  
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。  
 3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(5) 病院事業【延長計画策定団体】（つづき）

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)		平成23年度 (計画第2年度)		平成24年度 (計画第3年度)		平成25年度 (計画第4年度)		平成26年度 (計画第5年度)		
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
経営 指標	経常収支比率	91.9	91.4	94.8	93.0	94.2	100.3	93.9	100.3	99.5	100.4	96.7	100.1	94.3	100.1	88.5	
	医業収支比率	88.7	87.9	87.4	86.7	84.8	91.1	93.9	90.6	85.6	90.4	82.9	90.8	80.2	90.6	73.9	
	職員給与费率	59.5	59.2	60.0	61.8	62.8	56.2	63.0	56.1	56.7	55.6	60.2	55.1	57.1	55.2	64.7	
	薬品费率	11.6	11.9	11.0	9.5	9.6	9.3	9.4	9.4	10.4	9.5	9.5	9.4	10.2	9.6	12.0	
	材料费率	21.0	21.1	20.0	18.0	17.6	17.1	16.7	17.2	18.6	17.4	17.1	17.3	18.1	17.5	17.9	
病床	病床利用率	一般	76.8	80.2	83.2	73.8	69.4	69.1	62.1	67.2	82.4	66.4	82.5	65.7	75.1	64.9	66.4
		療養									88.4		91.4		92.7		90.3
		結核															
		精神	82.0	82.3	90.6	93.4	90.9	82.6	80.0	87.7	84.6	86.2	86.2	84.6	80.5	83.1	70.4
		感染症															
	計	78.3	80.9	85.6	80.2	76.4	73.6	68.0	73.9	84.4	72.9	85.7	71.9	80.7	70.9	81.4	

- (注) 1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。  
 2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。  
 3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。  
 4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

北海道自治体病院等広域化・連携構想における連携区域は、岩見沢市、美瑛市、三笠市、月形町、夕張市、長沼町、栗山町、由仁町とされており、うち三笠市は、「比較的規模の大きな病院ですが、不良債務を抱えており、将来的な経営状況を見据えて、診療所を含む医療機関との連携などによって、規模を適切に見直す必要がある。」とされています。

なお、二次医療圏における再編・ネットワーク化の検討は、当管内の南空知地域中部の自治体病院等広域化・連携に係る地域検討会において広域化・ネットワーク化の可能性等を検討し、平成23年度までに方向性を決定するとされています。

当院としては、各構成市町村の合意により、広域化・ネットワーク化の環境が整備され、地域医療及び救急医療体制が確保されることとなった場合には、広域化・ネットワーク化に向けた病床数の見直しなどについても調整を行い、当該幹事会での議論を踏まえた取組みを進めていく方向にあります。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

経営形態に関し、当病院が採用している地方公営企業法の一部適用のほか、同法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、一部事務組合・広域連合化があり、また、国の公立病院改革ガイドラインでは、これに加えて診療所化や民間譲渡についても検討するよう求められておりますが、それぞれ違った特色を持っているため、現行の経営形態に関して諸課題の整理を十分に行い、経営の目標を達成するためには、今後どのような経営のあり方が適切なのかを見直す必要があると考えております。このような状況から、当面は、本改革プランの目標達成のための諸対策の実行を最優先に取り組みすることとし、当病院の経営形態については、現状の「地方公営企業法の一部適用」を継続することとします。

しかし、当管内の南空知地域中部の自治体病院等広域化・連携に係る地域検討会議幹事会において、広域化・ネットワーク化の可能性等の検討と合わせ、経営形態の見直しについても平行して検討しており、各構成市町村の合意により、一定の方向性が示された際には、その内容を踏まえ、最適な経営形態への移行を進める方向にあります。